

平成26年度敬老会開催

長年にわたり地域社会の発展に貢献してこられた高齢者の長寿をお祝いするとともに、敬老意識の高揚を図ることを目的として、各地区において敬老会が開催されます。各地区の社会福祉協議会等から、対象者あてに案内がありますので、ぜひご参加ください。

◆対象者 市内に居住する、在宅で昭和15年4月1日以前に生まれた人（今年度75歳以上となる人）

◆日程・会場

大嶺地区	9月16日(木)、17日(金)、18日(土)、19日(日) 11時～ 美祢グランドホテル	於福地区	9月14日(日) 10時30分～ 於福公民館
伊佐地区	9月27日(土) 10時30分～ 伊佐小学校屋内運動場	厚保地区	9月12日(金) 10時30分～ 厚保公民館
豊田前地区	9月15日(木) 11時～ 豊田前公民館	美東地区	9月8日(月)、9日(火) 11時30分～ 湯遊の郷 天宿
桃ノ木地区	9月23日(木) 10時30分～（予定） 桃木小学校屋内運動場	秋芳地区	10月1日(火)、2日(水) 11時～ 秋芳ロイヤルホテル秋芳館

敬老祝金の支給について

毎年、敬老の日にちなみ人生の節目の年をお祝いする趣旨で次の資格要件を満たされる人に、敬老祝金をお送りしています。今年の対象者にはお知らせのハガキをお送りします。

受け取り方法などについては、ハガキによりご案内します。（ハガキの発送は、9月16日(木)以降です。）

◆敬老祝金の支給要件

毎年9月15日現在、次に掲げる年齢の人で、1年以上継続して市内に居住している人

対象者	祝金の額
満80歳（傘寿） 昭和8年9月17日から昭和9年9月16日生まれ	1万円
満88歳（米寿） 大正14年9月17日から大正15年9月16日生まれ	2万円
満90歳（傘寿） 大正12年9月17日から大正13年9月16日生まれ	3万円
満99歳（白寿） 大正3年9月17日から大正4年9月16日生まれ	3万円
満100歳以上 大正3年9月16日以前に生まれた人	5万円

問合せ先 高齢福祉課 ☎0837(52)1132

美祢市立病院で休日に乳がん検診が受けられます

美祢市立病院ではマンモグラフィ検診により、質の高い診断が受けられます。平日に乳がん検診が受けられない女性のために、右記の日曜日に検診を実施します。

検診の申込みがまだの方は、美祢市保健センターへの申込みと、美祢市立病院への電話予約後、受診してください。（※各日程ともに受診人数の定員があります。）

検診対象者	40歳以上の女性で前年度未受診の人（無料クーポン券該当者は前年度受診済でも可）	
受付時間	8時30分～11時30分	
	国保・後期高齢	一般
負担金	600円	1,200円

検診日
9月14日(日)
9月28日(日)
10月5日(日)
10月19日(日)
11月9日(日)

問合せ・申込先 美祢市保健センター ☎0837(53)0304 美祢市立病院 ☎0837(52)1700

美祢市立美東病院で休日大腸がん検診（全大腸内視鏡等による精密検査）を実施します

美祢市立美東病院では、平日に大腸がん二次検診（全大腸内視鏡等による精密検査・精密検査該当者対象）を受けられない人を対象に、下記の日曜日に検診を実施します。

受診を希望される人は下記にご留意の上、電話予約をお願いします。（各検診日ともに受診定員は2人です。）

※検診日の9～11日前までのいずれかの日に、ご来院のうえ、医師から注意事項の説明を受けてください。

検診日（受診定員2人）	検診予約期限日	ご来院いただく日（いずれかの日の13時～17時15分）
9月14日(日)	9月2日(火)	9月3日(水)～9月5日(金)
10月12日(日)	9月30日(火)	10月1日(水)～10月3日(金)
11月9日(日)	10月28日(火)	10月29日(水)～10月31日(金)

問合せ・申込先 美祢市立美東病院 ☎08396(2)0515

住民票に「方書(かたがき)」を表示しています

「方書(かたがき)」とは、アパートや市営住宅など集合住宅の建物名、居室番号のことで、地番の記載のみでは住所が明らかでない場合に、住民票の住所として記載することとされています。

アパートなど集合住宅の場合、同じ地番に複数の世帯が存在することになり、地番の表示だけでは住所がわかりにくいことがありましたが、これを解消し住民の皆さんへの郵便物や各種通知等が確実に届くようにするため、方書を住所の一部として住民票に表示します。

【例】

表示前：美祢市〇〇町〇〇1234番地



表示後：美祢市〇〇町〇〇1234番地（△△アパート□□号）
又は 美祢市〇〇町〇〇1234番地（△△方）

集合住宅や施設にお住まいで、現在、住民票の住所に部屋番号が記載されていない人は届出が必要です。本人確認書類（運転免許証や健康保険証等）と認め印を持参のうえ市民課住民係、総合支所市民窓口係または各出張所での手続きをお願いします。

※顔写真付き住民基本台帳カード・国民健康被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証・各種医療費受給者証の取扱い

有効期間の満了日まで引続き使用できます。方書記載を希望される人は、本庁または総合支所にご持参ください。

※運転免許証の取扱い

方書記載に伴う住所変更手続きは不要です。

住所の届出は正しく行われていますか？

住民票（住民基本台帳）には、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となっています。

行政サービスを確実に受けられるようにするため、引っ越しなどにより住所を移した人は、速やかに住所変更の届出を行ってください。

また、現住所で住所の届出をしていない人や住民票が削除されたままの人は、正しい届出が必要となります。

問合せ先 市民課【☎0837(52)5230】

予防接種について10月1日より定期接種が2種類増えます。

①水痘（費用：個人負担なし）

下記接種回数未実施者かつ水痘り患歴の無い人で次の条件を満たす人

●接種対象者及び接種回数

- ・生後36月以上～生後60月未満の幼児（平成27年3月31日まで）：1回
- ・生後12月以上～生後36月未満の幼児：2回

●注意事項

- ・平成21年10月2日～平成21年12月31日生まれの幼児について、生後60月を迎える日が早いため接種日に注意してください。
- ・平成24年4月1日以前に生まれた幼児について、平成27年度以降は任意接種となりますので注意してください。

②成人用肺炎球菌（費用：個人負担あり）

脾臓（ひぞう）未摘出者かつ23価肺炎球菌接種未実施者で次の条件を満たす人。

●接種対象者及び接種回数

- ・当該年度期間中に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる人。（平成30年度まで。平成26年度は下記注意事項参照。）：1回
- ・60歳～64歳で内臓障害1級の身体障害者手帳を有する人（平成30年度まで）：1回
- ・平成26年3月31日現在で100歳以上の人（平成26年度のみ実施）：1回

●注意事項

平成26年度に各年齢になる人（平成27年3月31日まで対象者）

- ・65歳：昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生
- ・70歳：昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生
- ・75歳：昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生
- ・80歳：昭和9年4月2日生～昭和10年4月1日生
- ・85歳：昭和4年4月2日生～昭和5年4月1日生
- ・90歳：大正13年4月2日生～大正14年4月1日生
- ・95歳：大正8年4月2日生～大正9年4月1日生
- ・100歳：大正3年4月2日生～大正4年4月1日生



問合せ先 健康増進課【☎0837(53)0304】